

「万葉の森 DE 焚火 TO ワインマルシェ」出店要項

「万葉の森 DE 焚火 TO ワインマルシェ」の出店に関する一切の事項は、この要項によるものとする。

1. 開催概要

名称：「万葉の森 DE 焚火 TO ワインマルシェ」

日時：令和7年2月22日（土）午前10時～午後4時

会場：山梨市万力公園 万葉の森 せせらぎ広場（山梨市万力1828）

主催：山梨市観光協会、山梨市ワイン振興会（共催）

目的：冬の観光強化イベントとして、また市特産品であるワインを広く味わってもらうために本イベントを開催する。それにあわせ、イベントへの出店希望者を募る。

コンテンツ：ワイン事業者によるワインのグラス、ボトル販売

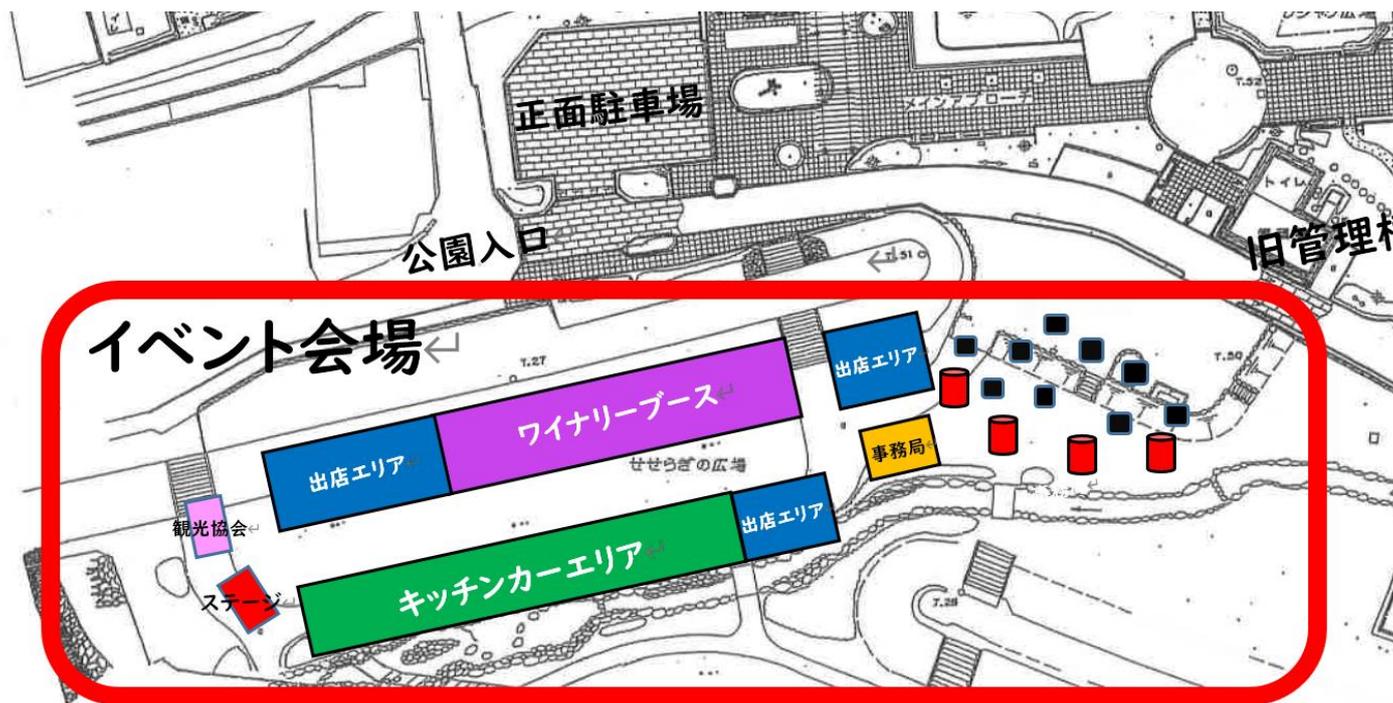
アウトドア事業者による焚き火、火おこし教室

ステージパフォーマンス

山梨名物「ほうとう」の無料配布（数に限りあり）ほか

2. 会場レイアウト

「万力公園 万葉の森」内のせせらぎ広場レイアウトは以下のとおりとする。



※レイアウトは暫定版であり、最終的なレイアウトおよび会場内の出店位置は出店許可書の発行とともに出店者に対し通知する。

3. 遵守事項

出店業者は出店にあたりこの出店要項を遵守しなければならない。なお、山梨市観光協会（以下、「観光協会」という。）は、出店業者がこの出店要項に反する行為を行った場合は、その業者に対し営業を停止し、退去を命ずることができることとする。また出店要項に反する行為を行った出店業者については、観光協会に関するイベントへの出店を今後一切認めない。

4. 出店店舗数

出店舗数は以下のとおりとし、キッチンカー事業者、物販、ワークショップなどテント使用する事業者をそれぞれ募集する。なお、申し込みには当出店要項についてあらかじめ同意したものとみなす。

営業形態	募集店舗数
キッチンカー事業者	<u>8店舗程度</u>
物販、ワークショップなどテント使用する事業者	<u>6店舗程度</u>

※イベント内容によって、出店者数を変更することがある。

5. 申込方法及び申込先等

- (1) 「出店申請書（一式）」に記入のうえ、必要書類を添えて観光協会に提出すること。なお、提出方法については観光協会事務局への持参、ファクス、メールいずれの方法も可とする。

住所：〒405-8501 山梨市小原西843 山梨市役所西館1F 山梨市観光協会事務局宛

電話：0553-22-1111（代）

ファクス：0553-23-2800

メールアドレス：kanko@city.yamanashi.lg.jp

- (2) 他人の商号または名義を借りて申し込むことはできない。

6. 申込受付期間

申込受付期間は次のとおりとする。

申込受付期間：令和6年11月27日(水)から令和6年12月11日(水)午後5時まで

7. 出店決定および出店料

決まりしだい、観光協会より出店者に対し出店の可否について速やかに連絡する。

なお、出店料は次のとおりとする。

- (1) 観光協会員が出店、販売する場合に限り、出店料は無料とする。
- (2) その他特別な事情がない限り、観光協会員でないものが出店する場合は、出店料5,000円を負担し、出店できるものとする。
- (3) 出店場所の決定後は原則としてその場所の変更はできない。

※出店者が募集件数を上回る場合は、観光協会にて選考をおこない、出店者を決定する。なお、出店については原則として観光協会員を優先するものとする。

※出店内容が重複する場合は、観光協会では出店の調整を行う場合がある。

※出店申込後、出店ができなくなった場合、速やかに観光協会にその旨を報告すること。

8. 出店にかかる留意事項及び条件等

- (1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていることとし、当日は営業許可証（原本）を掲示すること。
- (2) 反社会的勢力等の関係者など、公序良俗に反すると思われる団体及び個人の出店は禁止する。
- (3) 指定された場所以外で営業してはならない。また指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
- (4) 出店者が販売した商品に対する責任はすべて出店者に帰属するものとする。
- (5) 不正な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を表示すること。
- (6) 店舗前の見やすい場所に必ず商号を表示すること。
- (7) 観光協会が交付する出店許可証を必ず店舗に掲示すること。許可証なき営業は一切認めない。

- (8) 電気、ガスを使用する際は各自発電機やプロパンガスを準備すること。公園や事務局が管理する電気配線設備(発電機等)に勝手に接続してはならない。
- (9) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、イベント当日は保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。万一食中毒等が発生した場合、観光協会は一切責任を負わない。
- (10) 未成年者への酒(アルコール)類の販売を禁止する。また、自動車運転する者への飲酒を目的とした酒(アルコール)類の販売を禁止する。
- (11) 物販等の出店において、エアガンやレーザーポインター等、他者に危害を与えるおそれのあるもの及びパーティスプレー等会場を汚損するおそれのあるものについて、商品及び景品としての取り扱いを禁止する。
- (12) 盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。万一出店者が損害を被った場合でも観光協会は一切責任を負わない。
- (13) 事前に申込みしたもの以外の物品等を新たに取扱う場合は、前もって観光協会にその旨を届出、承認を得ること。
- (14) やむなくイベントの開催時間中に撤収する必要がある場合は、観光協会に対し必ずその旨を連絡すること。
- (15) 出店業者は、各自ゴミ袋等を持参、設置し、会場内を清潔に保つよう心がけること。またゴミについては各自持ち帰ることとし、会場に置き去りにしないこと。
- (16) 火気を使用する者は必ずテント、キッチンカー内に消火器を備えつけること。また管轄消防署の査察には誠実に対応すること。
- (17) 来場者、その他とのトラブル等に関しては、誠意をもって対応すること。
- (18) 感染症拡大防止対策をとる場合は、出店者の負担により行うこと。
- (19) 売上金はすべて出店者に帰するものとする。
- (20) 釣銭については、出店者自身で用意するものとする。
- (21) 天候等により来場客が少ない場合でも、観光協会が出店業者に対し売上金額の補償等はしない。
- (22) 金銭・商品授受について徹底するものとし、商品や釣銭の渡し忘れ等ないようにすること。また、キャッシュレス決済についても同様のものとする。万が一トラブルが発生した場合は、当事者同士で解決すること。
- (23) その他この要項に定めのない事項については、観光協会の指示に従うこと。

9. 営業時間

イベント開催日について、出店者は次の営業時間を厳守すること

○開店時間…午前10時 ○閉店時間…午後4時

10. 設営及び撤去

- (1) 設営は令和7年2月22日(土)午前8時30分からとし、午前9時30分までに設営を完了すること(時間厳守)。
- (2) 来場者の安全を確保するため、会場内への車両による搬入・搬出については、開店時間(午前10時)以降は一切認めないものとする。
- (3) イベント終了後の撤去については、令和7年2月22日(土)午後5時までに完了すること。

11. 駐車場

- (1) イベント開催中の駐車に際しては、車両のフロントガラスに駐車証を掲示の上、必ず指定された場所

に駐車すること。

(2) 指定場所以外への駐車が悪質な場合、次回以降観光協会に係るイベントへの出店を認めない。

12. その他

(1) 販売用テント(持参)の小間は、3.0m×3.0mまでとする。また1出店者につき1小間のみとする。

(2) キッチンカーで出店するものの小間は、2.5m×5.0m程度とする。

※販売用テント、机及びイス、その他必要な備品、燃料、電源、表示看板等は出店者が用意するものとする。

(3) 出店料は、令和7年2月19日(月)までに、指定された方法で事務局に納入するものとする。

(4) 既に払い込んだ出店料は、次の場合を除きいかなる理由があっても返納しない。

① 災害等の発生により事務局がイベントを中止すると判断した場合(順延は含まない)。

② 感染性の疾病の蔓延、または蔓延するおそれがあり、事務局がイベントを中止すると判断した場合(順延は含まない)。

(5) 本イベントが中止されたことにより出店業者が被った損害については、観光協会は一切責任を負わない。

13. 管轄先

- ・管轄保健所…峡東保健福祉事務所(山梨市下井尻126-1 東山梨合同庁舎1階) 電話:0553-20-2754
- ・管轄警察署…山梨県日下部警察署(山梨市北261) 電話:0553-22-0110
- ・管轄消防署…東山梨消防本部 山梨消防署(山梨市小原西100-1) 電話:0553-22-0119
- ・公園内管理…万力公園管理事務所(山梨市万力1828) 電話:0553-23-1560

【出店に関するお問い合わせ先】

山梨市観光協会

事務局 山梨市小原西843 山梨市役所西館1階観光課内

電話:0553-22-1111(代)

メールアドレス:kanko@city.yamanashi.lg.jp